大転換期の建廃対策 149

安定型見直しと建廃対策①

安定型見直しで再び議論

建廃分野も課題点多い

国の検討会で、安定型処分場の規制見直しが議論されている。安定型処分場に安定型品目以外のものが混入しないよう、現行制度の課題点と改善策の整理をすすめている。検討会自体は非公開だが、議論の内容に詳しい識者によると「時期はともかく、規制強化は避けられない」と言う。

安定型処分場のあり方を議論するポイントとしては、非安定型品目との複合材になった廃建材や石膏ボードが、通常のがれき類やガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとと、現行の安定5品目（がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず）がすべて本当に安定型品目と言えるのか――などに整理できる。

中間処理後の安定型リッチの混廃

一緒に持ち込まれるリスク、現状の安定型処分場の構造基準では、万が一の汚染に対して生活環境保全の面で対処できないこと、有機分の付着・混入した混廃が安定型品目として搬入されてしまうこと

廃建材の取り扱いで問題なのは、目視では複合材と通常のガラス・陶磁器くずなどとの違いが判別しにくい点にある。住宅の外壁材に使う窯業系サイディングは、無機系を主原料としているものだけでなく、セメント板に木片の混ざったもの、木材繊維をセメントに絡めたもの、紙粉を主原料に用いて圧縮しセメントでコーティングしたものなど、安定型物と管理型物が複合材化したさまざまな建材が使われている。

5年ほど前の話だが、ある建廃業者が廃棄後の外壁材のCOD調査を行ったところ、基準値をはるかに超えていることが分かった。同社は自主的に複合材の可能性のある外壁材を管理型処分場に持ち込んでいるが、そのような取り組みはまだ一部しかなく、大半は安定型処分か、時には再生砕石の原料の一部に使われている。

しかし、最近は業者の認識が全体的に上がっており、業界団体でも複合材の問題を前向きに捉えるところも出てきた。今のところ、しっかり判別した上で管理型処分するしかないが、コストの問題は無視できない。

（つづく）

平成22年7月5日
週刊循環掲載新聞